

## 区における医療的ケア児への取組みについて

平成31年3月19日

福祉部障害福祉課

## 1 経緯

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）において、「医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。」と規定されていることを受けて、平成30年度から、区においても、協議の場の設置に向けた庁内検討会を開催し、各所管課における課題等の共有を図っている。

## 2 区内の医療的ケア児の状況

21人（平成30年12月1日現在）

[内訳]	障害者手帳所持別	所持14人、不所持7人
	就学状況別	未就学14人、就学7人

## 3 区内の医療的ケア児の受入事業所（障害児通所施設等）

区内において、医療的ケア児を受入れできる短期入所（医療型）、医療型児童発達支援、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所はない。

## 4 平成30年度の取組状況

所管課	取組内容
福祉部 障害福祉課	1 医療的ケア児在宅レスパイト事業の実施 （対象：障害者手帳所持者） 2 関係所管課による庁内検討会の開催（2回）
子ども家庭部 幼児保育課	1 平成31年4月の保育園入所申請について、判定会で保育の可否を判断する体制を整備
保健衛生部 保健サービスセンター	1 個々の医療的ケア児と保護者の状況に合わせて、地域の医療体制の調整などを行い、在宅生活を行うため支援している。 2 医療的ケア児在宅レスパイト事業の実施 （対象：障害者手帳不所持者）

## 5 平成31年度の取組予定

上記4の取組を継続実施していく。